

児童福祉法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成26年12月22日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第115号

児童福祉法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例

(岩手県県税条例の一部改正)

第1条 岩手県県税条例(昭和29年岩手県条例第22号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(社会福祉事業等の用に供する自動車に対する自動車税の課税免除) 第103条の6 局長は、次の各号のいずれかに該当する自動車(前条第1項の規定の適用を受ける自動車を除く。)に対しては、申請により自動車税を免除する。 (1) [略] (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第34条の3第2項の規定に基づく障害児通所支援事業等のうち、同法第6条の2第2項に規定する児童発達支援、同条第3項に規定する医療型児童発達支援又は同条第4項に規定する放課後等デイサービスを行う社会福祉法人が所有する自動車 <del>で</del> 直接その本来の事業の用に供するもの (3)~(6) [略] 2 [略]	(社会福祉事業等の用に供する自動車に対する自動車税の課税免除) 第103条の6 局長は、次の各号のいずれかに該当する自動車(前条第1項の規定の適用を受ける自動車を除く。)に対しては、申請により自動車税を免除する。 (1) [略] (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第34条の3第2項の規定に基づく障害児通所支援事業等のうち、同法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援、同条第3項に規定する医療型児童発達支援又は同条第4項に規定する放課後等デイサービスを行う社会福祉法人が所有する自動車 <del>で</del> 直接その本来の事業の用に供するもの (3)~(6) [略] 2 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(看護職員修学資金貸付条例の一部改正)

第2条 看護職員修学資金貸付条例(昭和37年岩手県条例第39号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定

めるところによる。

(1)～(3) [略]

(4) 特定施設等 次に掲げる県内の施設等及び独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号に規定する施設をいう。

ア・イ [略]

ウ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第3項に規定する指定医療機関のうち、独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって厚生労働大臣が指定するもの

エ～サ [略]

(5) [略]

めるところによる。

(1)～(3) [略]

(4) 特定施設等 次に掲げる県内の施設等及び独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号に規定する施設をいう。

ア・イ [略]

ウ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関のうち、独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって厚生労働大臣が指定するもの

エ～サ [略]

(5) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

（特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例の一部改正）

第3条 特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例（平成14年岩手県条例第20号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(自動車取得税の課税免除)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 特定非営利活動法人については、次に掲げる自動車（専ら通所者又は入所者の送迎の用に供するものに限る。）に係る自動車の取得（前2項の規定の適用を受ける自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税を免除する。</p> <p>(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の3第2項の規定に基づく障害児通所支援事業等のうち、同法<u>第6条の2第2項</u>に規定する児童発達支援、同条第3項に規定する医療型児童発達支援及び同条第4項に規定する放課後等デイサービスの用に供する自動車</p>	<p>(自動車取得税の課税免除)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 特定非営利活動法人については、次に掲げる自動車（専ら通所者又は入所者の送迎の用に供するものに限る。）に係る自動車の取得（前2項の規定の適用を受ける自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税を免除する。</p> <p>(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の3第2項の規定に基づく障害児通所支援事業等のうち、同法<u>第6条の2の2第2項</u>に規定する児童発達支援、同条第3項に規定する医療型児童発達支援及び同条第4項に規定する放課後等デイサービスの用に供する自動車</p>

(2)～(4) [略]	(2)～(4) [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(指定障害児通所支援の事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第4条 指定障害児通所支援の事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年岩手県条例第79号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 通所給付決定保護者 法第6条の2第8項に規定する通所給付決定保護者をいう。</p> <p>(2)～(12) [略]</p> <p>(指定障害児通所支援事業者の要件)</p> <p>第3条 法第21条の5の15第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。ただし、法第6条の2第3項に規定する医療型児童発達支援（病院又は診療所により行われるものに限る。）に係る指定の申請については、この限りでない。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 通所給付決定保護者 法第6条の2の2第8項に規定する通所給付決定保護者をいう。</p> <p>(2)～(12) [略]</p> <p>(指定障害児通所支援事業者の要件)</p> <p>第3条 法第21条の5の15第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。ただし、法第6条の2の2第3項に規定する医療型児童発達支援（病院又は診療所により行われるものに限る。）に係る指定の申請については、この限りでない。</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。	
--------------------	--

(障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第5条 障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年岩手県条例第83号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 多機能型 生活介護の事業、自立訓練（機能訓練）（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 多機能型 生活介護の事業、自立訓練（機能訓練）（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚</p>

生労働省令第19号。以下「法施行規則」という。)第6条の6第1号に規定する自立訓練(機能訓練)をいう。以下同じ。)の事業、自立訓練(生活訓練)(法施行規則第6条の6第2号に規定する自立訓練(生活訓練)をいう。以下同じ。)の事業、就労移行支援の事業、就労継続支援A型(法施行規則第6条の10第1号に規定する就労継続支援A型をいう。以下同じ。)の事業及び就労継続支援B型(法施行規則第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。)の事業並びに児童発達支援(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2第2項に規定する児童発達支援をいう。)の事業、医療型児童発達支援(同条第3項に規定する医療型児童発達支援をいう。)の事業、放課後等デイサービス(同条第4項に規定する放課後等デイサービスをいう。以下同じ。)の事業及び保育所等訪問支援(同条第5項に規定する保育所等訪問支援をいう。)の事業のうち2以上の事業を一体的に行うこと(同法に規定する事業のみを行う場合を除く。)をいう。

生労働省令第19号。以下「法施行規則」という。)第6条の6第1号に規定する自立訓練(機能訓練)をいう。以下同じ。)の事業、自立訓練(生活訓練)(法施行規則第6条の6第2号に規定する自立訓練(生活訓練)をいう。以下同じ。)の事業、就労移行支援の事業、就労継続支援A型(法施行規則第6条の10第1号に規定する就労継続支援A型をいう。以下同じ。)の事業及び就労継続支援B型(法施行規則第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。)の事業並びに児童発達支援(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援をいう。)の事業、医療型児童発達支援(同条第3項に規定する医療型児童発達支援をいう。)の事業、放課後等デイサービス(同条第4項に規定する放課後等デイサービスをいう。以下同じ。)の事業及び保育所等訪問支援(同条第5項に規定する保育所等訪問支援をいう。)の事業のうち2以上の事業を一体的に行うこと(同法に規定する事業のみを行う場合を除く。)をいう。

備考 改正部分は、下線の部分である。

#### 附 則

この条例は、平成27年1月1日から施行する。